

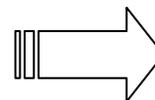
下水道事業における平成 17 年度地財対策の見直し一覧

＜平成 16 年度＞

＜平成 17 年度＞

下水道事業に係る地財計画計上額

1 兆 6,587 億円



1 兆 4,907 億円(対前年比 10.1%減)

(1)維持管理費について

2,203 億円

1,620 億円(対前年度 26.5%減)

・公費負担比率の見直し

(公費負担率 0. 2)

(公費負担率 0. 15)

(2)高資本費対策について

924 億円

871 億円(対前年比 5.7%減)

＜使用料適正化の観点＞

・使用料単価における割落としの拡大

使用料単価／ (使用料単価の全国平均×1.5)

使用料単価／ (使用料単価の全国平均×1.5)

{

使用料単価 150 円/m³以下の事業
 H17～H19 割落としの拡大
 H20 高資本費対策の対象外

}

＜整備途上事業等に対する措置の重点化の観点＞

・ 対象期限の見直し

供用開始後 6 年目以降

供用開始後 6 年目から 30 年目まで

・ 資本費単価要件の見直し

全国平均の 1. 5 倍

全国平均の 1. 5 倍をもとに 格差を 1/3 是正

{

 法適事業 165 円 (145 円+20 円)
※全国平均 97 円
 法非適事業 241 円 (261 円-20 円)
※全国平均 174 円
}

(3)資本費平準化債について

△1,685 億円

△2,385 億円

・発行額の拡大

2,431 億円 (H16 地方債計画額)

3,400 億円 (H17 地方債計画額)

(4)調整額について

△732 億円

△736 億円

平成17年度高資本費対策

[趣 旨] 自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰り出すもの。

[対象事業] 供用開始後6年から30年までの下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち資本費・使用料等の要件を満たすもの

有収水量1m³当たり

- ・ 資本費(元利償還費) 地方公営企業法を適用している場合 165円以上
地方公営企業法を適用していない場合 241円以上

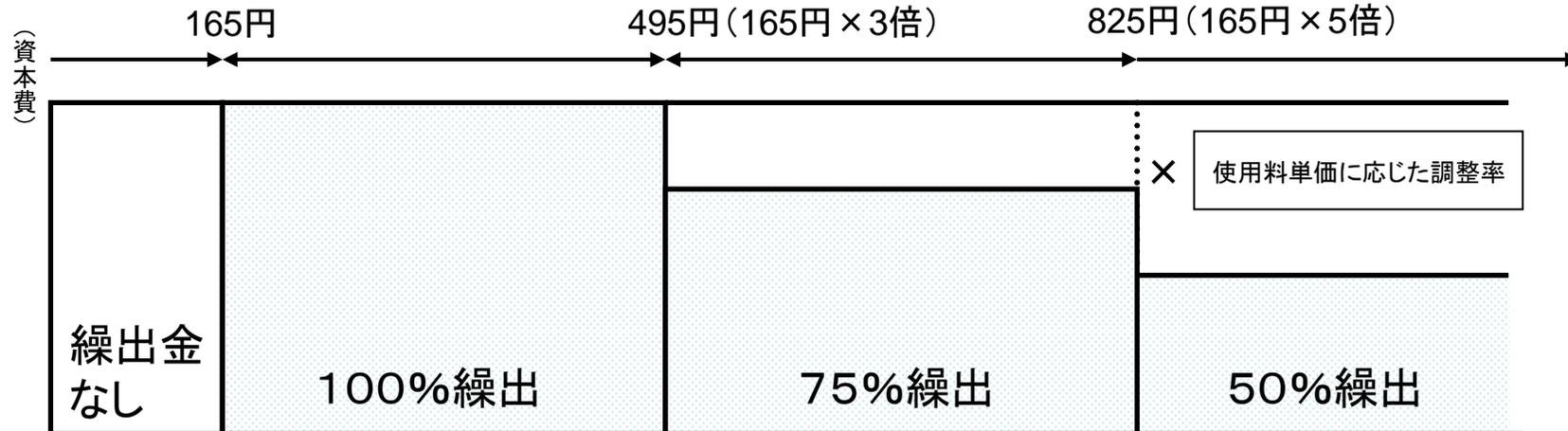
- ・ 使用料単価 128円(全国平均)以上

※ただし192円(全国平均の1.5倍)未満の場合は調整有り

[地方交付税] 繰出金の45%を措置

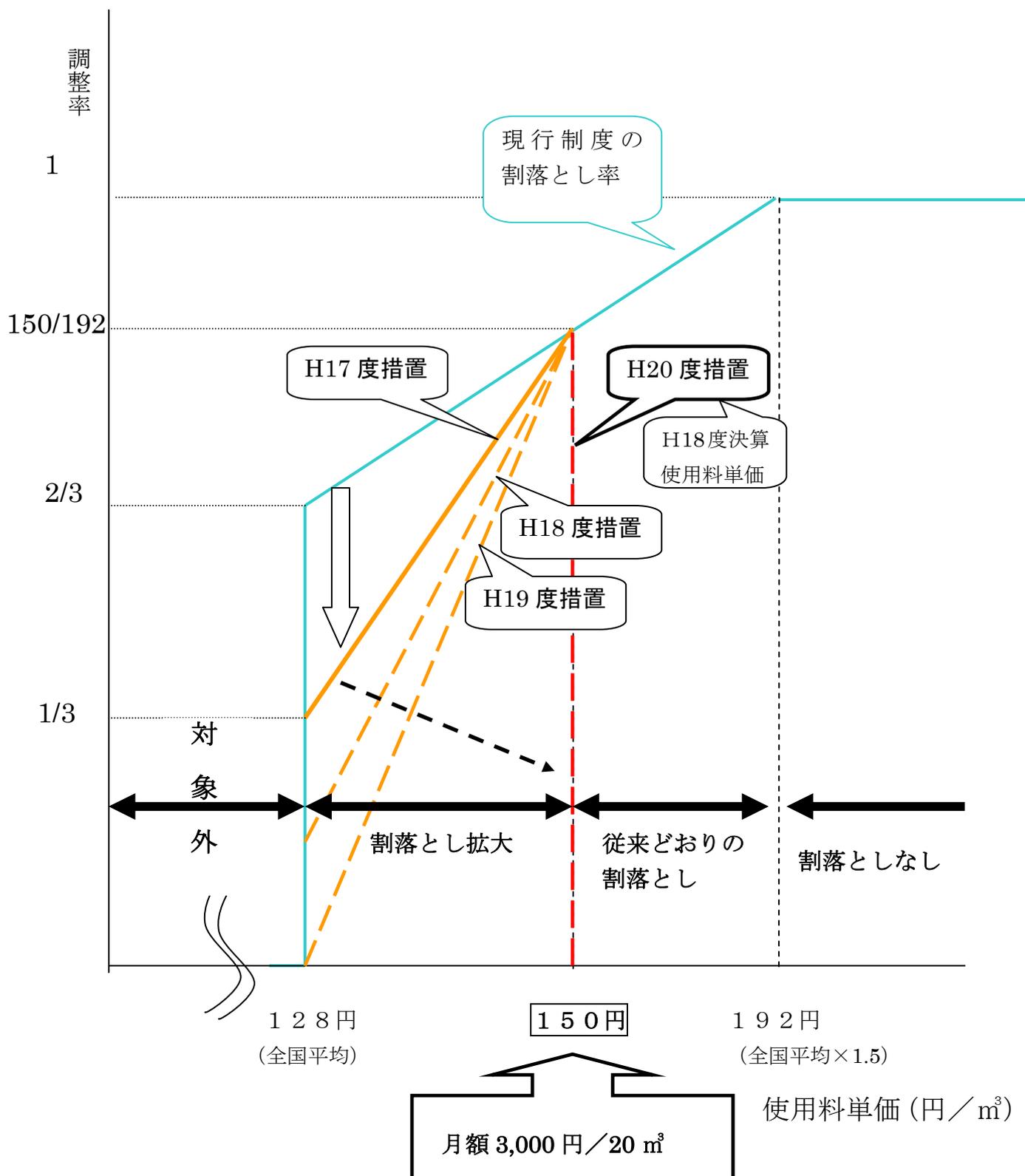
[平成17年度高資本費対策対象事業のイメージ等]

法適事業の場合



高資本費対策における使用料単価による調整率の割落としの拡大について

H17～H20 年度における措置イメージ

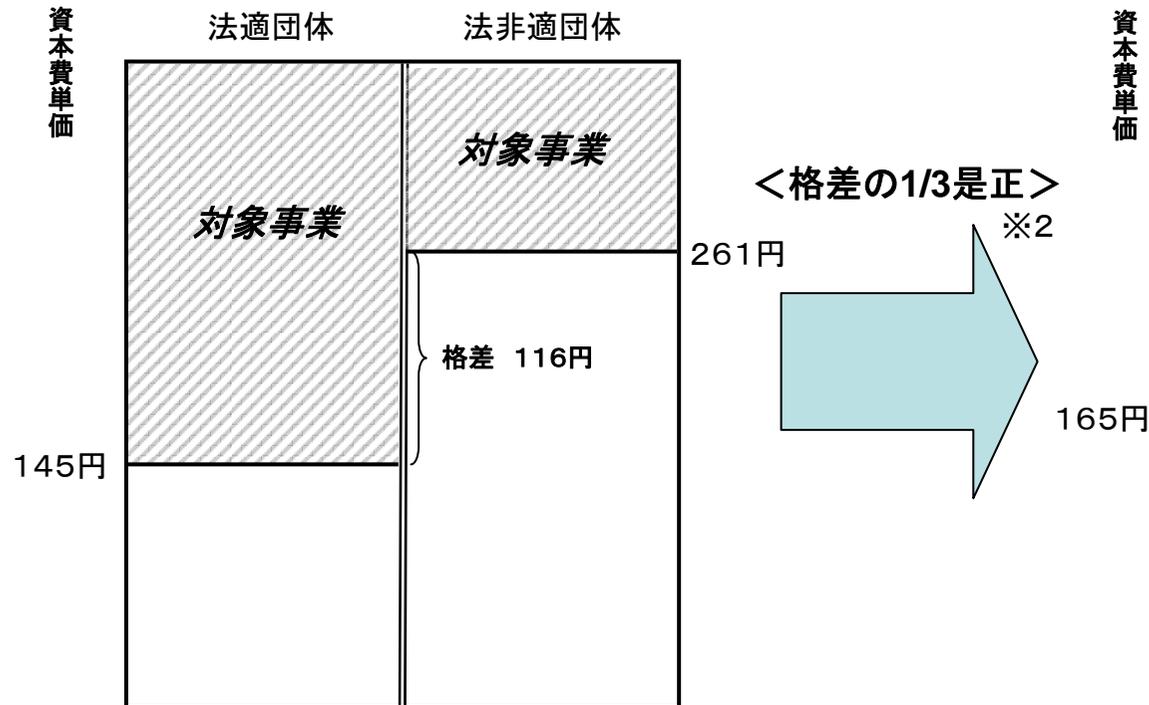


高資本費対策における資本費に係る要件の見直しについて

〔改正前〕

資本費単価要件 ※1

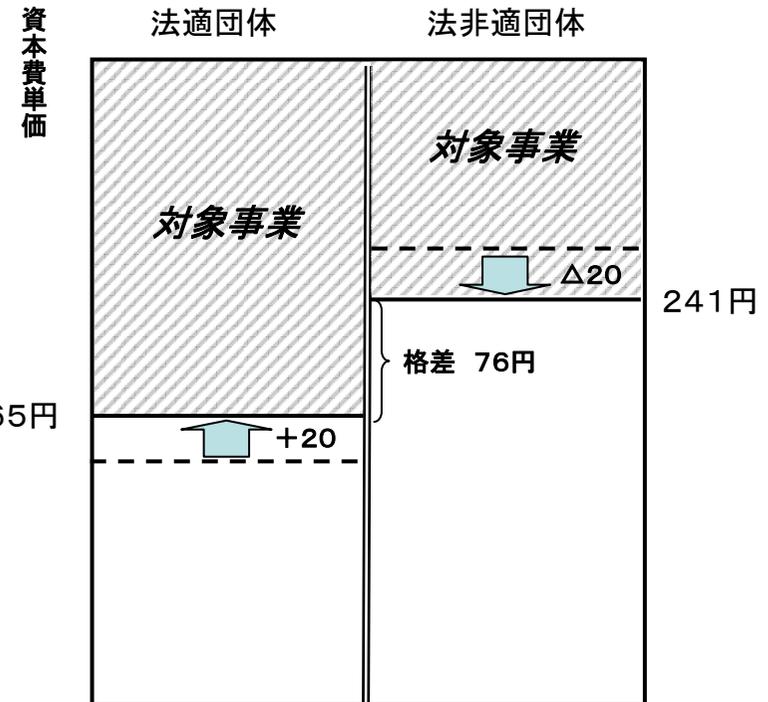
〔 法適団体 145円以上
法非適団体 261円以上 〕



〔改正後〕

平成17年度における資本費単価要件

〔 法適団体 165円以上
法非適団体 241円以上 〕



※1) 現行制度における資本費単価要件は、法適団体及び法非適団体ごとに全国平均の1.5倍としている。(H15決算値)

〔 法適団体の全国平均 97円
法非適団体の全国平均 174円 〕

※2) 格差を1/3是正(40円の是正)するため、法適団体及び法非適団体それぞれ20円ずつの調整をおこなう。

下水道事業における資本費平準化債（平成16年度拡大分）の活用

下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うための資本費平準化債（平成16年度拡大分（以下「拡大分」という。））の発行額を増額する。

1 背景等

下水道事業債の元金償還期間（政府資金25年、公庫資金23年）と下水処理施設の減価償却期間（概ね44年）が異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差について、構造的に資金不足が生じ、一般会計からの繰出により賄われている状況にある。

このため、資本費平準化債（拡大分）の積極的な活用が望まれるところであり、平成17年度地方債計画においても所要額を確保したところである。

2 施策の概要

① 起債対象

<対象事業> 供用開始後の下水道事業

<対象範囲> 下水処理施設に係る企業債元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額

なお、法非適用事業については、次の算式により減価償却費相当額を算出する。

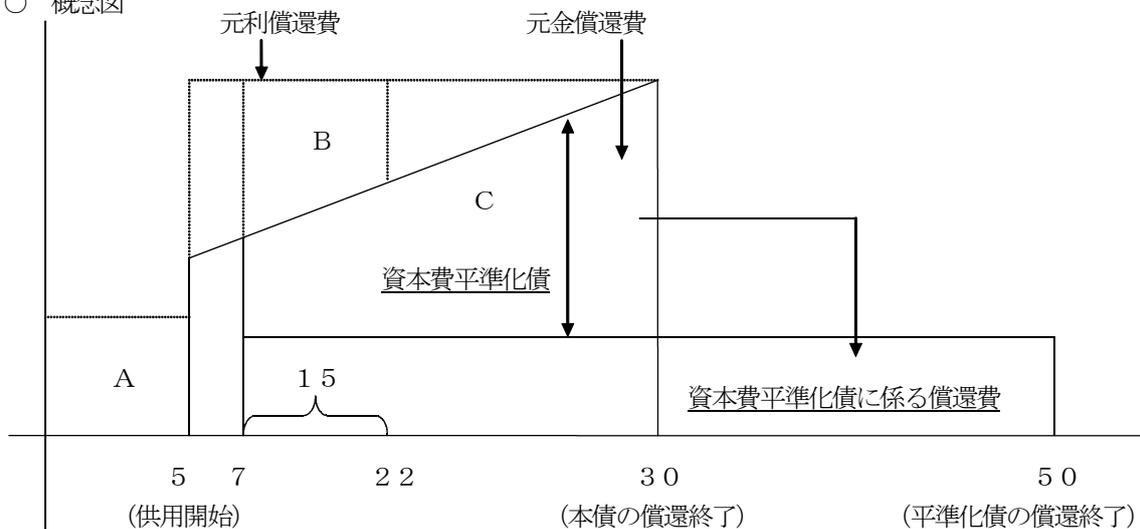
減価償却費相当額＝当該下水道事業における企業債発行総額÷44×0.9

※注 ・企業債発行総額（過去44年間分）は、固定資産に係るものに限る。

・44：全国の固定資産の耐用年数を当該資産の取得価額で加重平均した値

・0.9：減価償却終了後の残存価額が10%であることによる乗率

○ 概念図



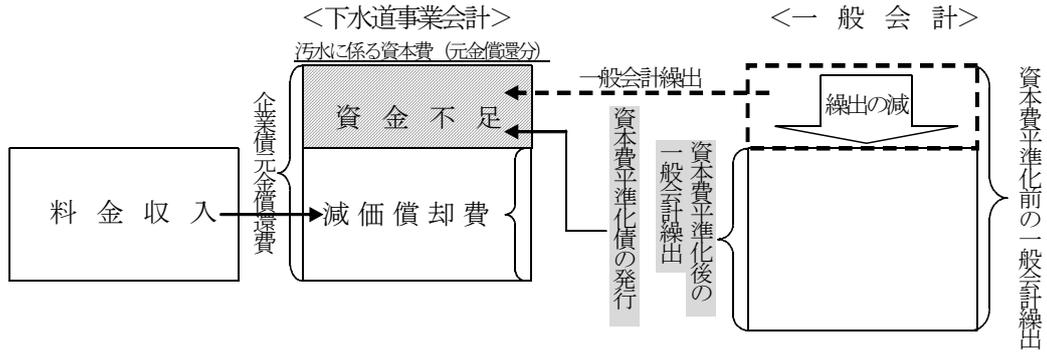
< 参考 >

A：供用開始（上図では7年目を想定）前の施設に係る企業債元金償還金相当額

B：供用開始15年以内の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額
（平準化債（拡大分）の対象）

C：供用開始後の施設に係る企業債元金償還金相当額から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額

②資本費平準化債（拡大分）発行の効果



③ 留意事項

申請にあたっては、普及率の向上等により汚水処理原価を抑制するとともに、経営の安定化、事業の円滑な推進等の観点から、併せて使用料、受益者負担金の適正化を行い、資本費平準化債の元利償還金相当額を含む汚水処理原価を確実に回収すること等に留意し、経営安定化計画を策定すること。

④ 償還期限

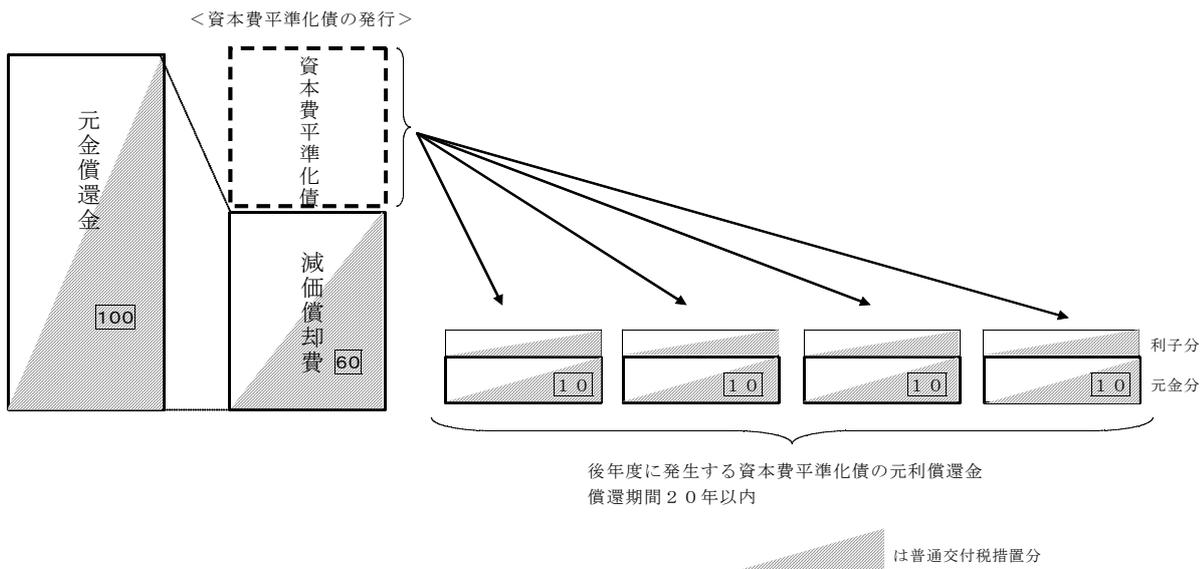
20年以内（当該下水処理施設の耐用年数を超えないこと。）

3 財政措置

普通交付税措置については、現行どおり、当該年度の下水道事業債元利償還金に対する措置額から当該年度の資本費平準化債発行額の50%を控除し、後年度発生する資本費平準化債の元利償還金について、その50%を事業費補正により措置する。

なお、当該措置は公害防止事業債についても同様の扱いとする。

<交付税措置のイメージ>



平成17年度措置額（平準化債・地方債計画計上額） 3,400億円
 （平成17年度措置額（元金償還金・地方財政計画計上額）△2,385億円）

下水道事業における使用料の適正化

1. 背景等

以下の下水道事業の現状にかんがみ、各団体においては早急に使用料の適正化に取り組まれない。

- ① 地方公営企業が住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰出金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。
- ② 昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること。
- ③ 使用料収入ではなく、一般会計からの繰出し（租税収入を財源とする。）により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じること。

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/m³（家庭用使用料3, 119円/20m³・月）（H15決算値）であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が135円/m³（家庭用使用料3, 075円/20m³・月）（H15決算値）であること等にかんがみ、まずは、使用料単価を150円/m³（家庭用使用料3, 000円/20m³・月）に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高くかつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/m³を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注) 汚水処理原価：汚水処理経費を年間有収水量で除したもの

使用料単価：使用料収入を年間有収水量で除したもの